

市長（作野広昭君）

マスタープランを変更することが必要でないのかということでもありますけれども、社会経済情勢が大きく変化があったときは必要に応じて見直しますが、道の駅や野球場の整備に合わせた変更は行いません。なぜそういうことをしないのかということになりますけれども、法に定める都市計画施設として道の駅というのはいないんですね。都市計画決定はできません。都市計画決定はしませんけれども、国道8号は都市計画法に基づく沿道サービス路線に指定されており、支障はございません。